

昭和三十四年法律第五十五号
小売商業調整特別措置法

第一条 この法律は、小売商の事業活動の機会を適正に確保し、及び小売商業の正常な秩序を阻害する要因を除去し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第一条の二 この法律において「小売商」とは、小売業（飲食店業を除く。第三項第一号二を除き、以下同じ。）に属する事業を主たる事業として営む者をいう。

2 この法律において「中小小売商」とは、資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人である小売商（次項第二号に該当するものを除く。）をいう。

3 この法律において「大企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一 次のイからニまでのいずれかに該当する者以外の者（会社及び個人に限る。）であつて事業を営むもの
イ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下

の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（口からニまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
ロ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下

の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
ハ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下

の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
ニ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下

の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
二 前号イからニまでのいずれかに該当する会社であつて、同号に該当する者が単独でその会社に対し、その総株主（株主総会において

決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができる株主を除き、

会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。）又は総株員の議決権の二分の一以上に相当する議決権を有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係を持つているもの
(購買会事業を行う者に対する措置命令)

第二条 都道府県知事は、購買会事業（事業者がその従業員の生活に必要な物品を供給する事業（その者がその従業員の生活に必要な物品を加工し、又は修理する事業を含む。）をいう。以下同じ。）を行う者がその従業員（従業員以下同じ。）を有する者を含む。以下同じ。）以外の世帯に属する者を含む。以下同じ。）以外の者に従業員と同一又は類似の条件で購買会事業を利用させることによつて中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害すると認めるときは、主務省令で定めるところにより、その購買会事業を行う者に対し、従業員以外の者に購買会事業を利用させることを禁止することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による禁止をした場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、購買会事業を行う者に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。
一 従業員以外の者には購買会事業を利用させない旨を購買会事業を行う場所に明示すること。

二 従業員であることが不明りようである者に対しては従業員である旨を示す証明書を提示しなければならない。購買会事業を利用しないこと。
三 小売市場の許可

第三条 政令で指定する市（特別区を含む。以下同じ。）の区域（以下「指定地域」という。）内の建物については、都道府県知事の許可を受けなければ、小売市場（一の建物であつて、その建物内の店舗面積（小売業を営むための店舗の用に供される床面積をいう。以下同じ。）の大部分が五十平方メートル未満の店舗面積に区分され、かつ、十以上の小売商（その全部又は一部が政令で定める物品を販売する場

合に限る。）の店舗の用に供されるものをいう。以下同じ。）とするため、その建物の全部又は一部をその店舗の用に供する小売商に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

2 前項の許可は、一の建物ごとに行う。
3 前二項の規定の適用については、屋根、柱又は壁を共通にする建物及び同一敷地内の二以上の棟をなす建物は、これを一の建物とし、建物に附属建物があるときは、これを合せたものをもつて一の建物とする。

4 都道府県知事は、第一項の規定による処分をしようとするときは、当該建物の所在する市の市長（特別区にあつては区長。以下同じ。）に協議しなければならない。ただし、同項の許可を受けようとする者が当該市長である場合は、この限りでない。
(許可の申請)

第四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその建物の所在する場所を管轄する都道府県知事に、その建物の所在する市の市長を経由して、提出しなければならない。
一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその業務を執行する役員の名及び住所
二 その建物の所在する場所及び小売商に貸し付け、又は譲り渡す床面積
三 その建物の所在する場所の合計及び区分
四 その建物をその申請に係る貸付料金の額その他の貸付条件又はその建物をその申請に係る許可を受ける日以後にその店舗の用に供させるため譲り渡す小売商から徴するその建物の申請書には、その建物の所在する場所を示す図面、その建物の貸付契約書案又は譲渡契約書案その他主務省令で定める書類を添えなければならない。
(許可の基準)

第五条 都道府県知事は、第三条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請が次の各号の一に該当すると認められる場合を除き、同項の許可をしなければならない。
一 当該小売市場が開設されることにより、当該小売市場内の小売商と周辺の小売市場内の小売商との競争が過度に行われることとなりそのため中小小売商の経営が著しく不安定となるおそれがあること。
二 前条第一項第四号の貸付条件又は譲渡条件が主務省令で定める基準に適合するものでないこと。
三 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者であること。
四 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員の一部が前号に該当する者であること。
五 申請者が第十条第一項の規定による許可の取消を受け、その取消の日から一年を経過しない者であること。
(経過措置)

第六条 次の各号に掲げる建物をその店舗の用に供する小売商に貸し付けている者は、その建物につき、当該各号に掲げる時に、その建物の所在する場所を管轄する都道府県知事から第三条第一項の許可を受けたものとみなす。
一 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内において、小売市場とされた建物の
その地域が指定地域となつた時
二 指定地域内の建物が、第三条第一項の物品を定める政令が制定され又は改廃されたことにより、小売市場とされるときにおけるその建物
その建物が小売市場とされることとなつた時
三 その建物内の店舗面積の区分が変更されたことその他の主務省令で定める事由により小売市場とされることとなつた指定地域内の建物
その建物が小売市場とされることとなつた時
四 前項の規定により同項各号に掲げる建物につき第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、その許可を受けたものとみなされた時から起算して一月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該都道府県知事に提出しなければならない。
一 第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
二 その建物をその店舗の用に供させるため貸し付ける小売商から徴するその建物に係る貸付料金の額その他の貸付条件
前項の届出書には、その建物の所在する場所を示す図面、その建物の貸付契約書の写その他

ととなりそのため中小小売商の経営が著しく不安定となるおそれがあること。
二 前条第一項第四号の貸付条件又は譲渡条件が主務省令で定める基準に適合するものでないこと。
三 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者であること。
四 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員の一部が前号に該当する者であること。
五 申請者が第十条第一項の規定による許可の取消を受け、その取消の日から一年を経過しない者であること。
(経過措置)

第七条 次の各号に掲げる建物をその店舗の用に供する小売商に貸し付けている者は、その建物につき、当該各号に掲げる時に、その建物の所在する場所を管轄する都道府県知事から第三条第一項の許可を受けたものとみなす。
一 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内において、小売市場とされた建物の
その地域が指定地域となつた時
二 指定地域内の建物が、第三条第一項の物品を定める政令が制定され又は改廃されたことにより、小売市場とされるときにおけるその建物
その建物が小売市場とされることとなつた時
三 その建物内の店舗面積の区分が変更されたことその他の主務省令で定める事由により小売市場とされることとなつた指定地域内の建物
その建物が小売市場とされることとなつた時
四 前項の規定により同項各号に掲げる建物につき第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、その許可を受けたものとみなされた時から起算して一月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該都道府県知事に提出しなければならない。
一 第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
二 その建物をその店舗の用に供させるため貸し付ける小売商から徴するその建物に係る貸付料金の額その他の貸付条件
前項の届出書には、その建物の所在する場所を示す図面、その建物の貸付契約書の写その他

ととなりそのため中小小売商の経営が著しく不安定となるおそれがあること。
二 前条第一項第四号の貸付条件又は譲渡条件が主務省令で定める基準に適合するものでないこと。
三 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者であること。
四 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員の一部が前号に該当する者であること。
五 申請者が第十条第一項の規定による許可の取消を受け、その取消の日から一年を経過しない者であること。
(経過措置)

第八条 次の各号に掲げる建物をその店舗の用に供する小売商に貸し付けている者は、その建物につき、当該各号に掲げる時に、その建物の所在する場所を管轄する都道府県知事から第三条第一項の許可を受けたものとみなす。
一 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内において、小売市場とされた建物の
その地域が指定地域となつた時
二 指定地域内の建物が、第三条第一項の物品を定める政令が制定され又は改廃されたことにより、小売市場とされるときにおけるその建物
その建物が小売市場とされることとなつた時
三 その建物内の店舗面積の区分が変更されたことその他の主務省令で定める事由により小売市場とされることとなつた指定地域内の建物
その建物が小売市場とされることとなつた時
四 前項の規定により同項各号に掲げる建物につき第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、その許可を受けたものとみなされた時から起算して一月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該都道府県知事に提出しなければならない。
一 第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
二 その建物をその店舗の用に供させるため貸し付ける小売商から徴するその建物に係る貸付料金の額その他の貸付条件
前項の届出書には、その建物の所在する場所を示す図面、その建物の貸付契約書の写その他

ととなりそのため中小小売商の経営が著しく不安定となるおそれがあること。
二 前条第一項第四号の貸付条件又は譲渡条件が主務省令で定める基準に適合するものでないこと。
三 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者であること。
四 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員の一部が前号に該当する者であること。
五 申請者が第十条第一項の規定による許可の取消を受け、その取消の日から一年を経過しない者であること。
(経過措置)

第九条 次の各号に掲げる建物をその店舗の用に供する小売商に貸し付けている者は、その建物につき、当該各号に掲げる時に、その建物の所在する場所を管轄する都道府県知事から第三条第一項の許可を受けたものとみなす。
一 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内において、小売市場とされた建物の
その地域が指定地域となつた時
二 指定地域内の建物が、第三条第一項の物品を定める政令が制定され又は改廃されたことにより、小売市場とされるときにおけるその建物
その建物が小売市場とされることとなつた時
三 その建物内の店舗面積の区分が変更されたことその他の主務省令で定める事由により小売市場とされることとなつた指定地域内の建物
その建物が小売市場とされることとなつた時
四 前項の規定により同項各号に掲げる建物につき第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、その許可を受けたものとみなされた時から起算して一月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該都道府県知事に提出しなければならない。
一 第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
二 その建物をその店舗の用に供させるため貸し付ける小売商から徴するその建物に係る貸付料金の額その他の貸付条件
前項の届出書には、その建物の所在する場所を示す図面、その建物の貸付契約書の写その他

ととなりそのため中小小売商の経営が著しく不安定となるおそれがあること。
二 前条第一項第四号の貸付条件又は譲渡条件が主務省令で定める基準に適合するものでないこと。
三 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者であること。
四 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員の一部が前号に該当する者であること。
五 申請者が第十条第一項の規定による許可の取消を受け、その取消の日から一年を経過しない者であること。
(経過措置)

拡大することに關し、当該大企業者と当該中小売商団体の構成員たる中小売商との間に第十五条各号の一に該当する紛争が生じた場合（その紛争につき、同条のあつせん又は調停が行われている場合を除く。）において、当該事業の開始又は拡大をすることが、当該中小売商団体の構成員たる相当数の中小売商が現に販売している物品に対する需要の減少をもたらすことにより、これらの中小売商の経営の安定に著しい悪影響を及ぼす事態が生ずるおそれがあるとき、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、次条第一項の規定による勧告をするよう申し出ることができ

2 都道府県知事は、前項の規定による申出があつたときは、その旨を当該申出に係る大企業者に通知するものとする。

第十六条の三

都道府県知事は、前条第一項の規定による申出があつた場合において、当該申出をした中小売商団体及び当該申出に係る大企業者の間において同項に規定する事態の発生を回避することが困難であり、かつ、当該事態の発生を回避することにより中小売商の事業活動の機会を適正に確保する必要があると認められるときは、当該大企業者に対し、当該事業の開始若しくは拡大の時期を繰り下げ、又は当該事業の規模を縮小すべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告の内容は、前条第一項に規定する事態の発生を回避するために必要な限度を超えないものであり、かつ、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないものでなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をしようとするときは、前条第一項の規定による申出をした中小売商団体及び当該申出に係る大企業者並びに主務省令で定めるところにより選定した一般消費者、関連事業者その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をした場合において、大企業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をしたときはその旨及びその勧告の内容を、同項の規定による勧告をしないこととしたときはそ

の旨及びその理由を、前条第一項の規定による申出をした中小売商団体に通知するものとする。

(一時停止勧告)

第十六条の四

都道府県知事は、第十六条の二第一項の規定による申出に係る大企業者が当該申出に係る事業の開始又は拡大についての計画を実施することにより前条第一項に規定する措置を執らせることが著しく困難となる事態が生ずると認めるときは、当該大企業者に対し、同項の規定による勧告が行われるまでの間の応急の措置として六月以内の期間を定めて、当該事態の発生を回避するために必要な限度を超えない範囲内において、当該計画の実施を一時停止すべきことを勧告することができる。この場合において、当該期間内に同項の規定による勧告をすることができない特別の事情があると認められるときは、六月を超えない範囲内において当該期間を延長することを妨げない。

前条第四項の規定は、前項の規定による勧告に準用する。

(調整命令)

第十六条の五

都道府県知事は、第十六条の三第一項の規定による勧告を受けた大企業者が、同条第四項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお正当な理由がなくその勧告に係る措置を執らなかつた場合において、第十六条の二第二項に規定する事態が生ずることにより同項の規定による申出をした中小売商団体の構成員たる中小売商の相

当部分の事業の継続が著しく困難となるおそれがあると認められるときは、当該大企業者に対し、当該勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

2

都道府県知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、第十六条の二第一項の規定による申出をした中小売商団体及び主務省令で定めるところにより選定した一般消費者、関連事業者その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。

(主務大臣による調整措置)

第十六条の六

主務大臣は、第十六条の二第一項の規定による申出に係る紛争につき、都道府県知事からの申出があつた場合において、自ら当該紛争の解決を図る必要があると認めるときは、第十六条の三から前条までの規定の例により、当該申出に係る大企業者の事業活動の調整に關し必要な措置を執ることができる。

2 主務大臣は、前項の規定によりその例によることとされる第十六条の三第一項又は前条第一項の規定により勧告をしようとするとき若しくはしないこととするとき又は命令をしようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

(商店街振興組合等による調査の申出等)

第十六条の七

商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、事業協同組合又は協同組合連合会であつて商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の設立の要件に準ずるものとして政令で定める要件に該当するもの並びに第三条第一項の許可に係るの小売市場内の小売商であることをその組合員の資格とし、かつ、当該小売市場内の小売商の大部分が組合員である事業協同組合及び当該事業協同組合であることをその直接又は間接の会員の資格とする協同組合連合会（以下この条において「商店街振興組合等」という。）は、この法律の適用については、中小売商団体とみなす。この場合において、第十四条の二第一項中「特定物品販売事業と同種の事業」とあり、第十六条の二第一項中「中小売商団体の構成員の資格に係る特定物品販売事業」とあるのは、「商店街振興組合等」と同種の事業」とあるのは、「商店街振興組合等の構成員たる中小売商が現に販売する物品」と同種の物品の販売事業」と、第十四条の二第一項中「中小売商の経営」とあるのは、「中小売商（当該同種の物品の販売事業を行う中小売商をいう。以下第十六条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十六条の五第一項において同じ。）の経営」と読み替へるものとする。

(勧告)

第十七条

都道府県知事は、第十五条各号の一に掲げる紛争（第十六条の二第一項の規定による申出に係るものを除く。次条第一項において同じ。）が生じた場合（その紛争につき、第十五条のあつせん又は調停が行われている場合を除く。）において、物品の流通秩序の適正を期するため特に必要があると認めるときは、その紛争の当事者の双方又は一方に対し、その紛争を解決するため必要な勧告をすることができる。

第十八条

主務大臣は、第十五条各号の一に掲げる紛争（同条のあつせん又は調停が行われているものを除く。）につき、都道府県知事からの申出があつた場合において、物品の流通秩序の適正を期するため特に必要があると認めるときは、その紛争の当事者の双方又は一方に対し、

その紛争を解決するため必要な勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告をしようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

(地方公共団体の施策)

第十八条の二

地方公共団体は、小売業の事業活動の調整に關し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第十九条

都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、購買会事業を行う者、小売市場開設者若しくは第三条第一項の許可に係る建物内の小売商に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2

主務大臣又は都道府県知事は、第十六条の三から第十六条の六までの規定の施行に必要な限度において、第十六条の二の規定による申出に係る大企業者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

3

第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(審査請求の手續における意見の聴取)

第二十条

この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当の期間をおいて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取を行った後にしなければならない。

2

前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3

第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(主務大臣)

第二十條の二 第十六條の六、第十八條及び第十九條第二項の主務大臣は、第十六條の六第一項の規定によりその例によることとされる第十六條の三から第十六條の五までの規定による措置又は第十八條第一項の勧告の対象となる者の当該事業を所管する大臣(その勧告の対象となる者が特別の法律によつて設立された組合又は連合会であるときは、その勧告の対象となる者の当該事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣)とする。

(主務省令)

第二十一條 第一條の二第三項第二号、第二條、第四條第二項、第五條第二号、第六條第一項第三号及び第三項、第十四條、第十四條の二第一項、第十六條の二第一項、第十六條の三第三項並びに第十六條の五第二項の主務省令は、財務省令、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令とする。

(事務の区分)

第二十二條の二 第二條、第三條第一項及び第四項(第七條第四項及び第十條第二項において準用する場合を含む)、第四條第一項、第六條第三項、第七條第一項及び第三項、第九條第三項、第十條第一項、第十二條第一項及び第二項、第十四條、第十四條の二(第十六條の七後段において読み替えて適用される場合を含む)、第十五條から第十六條の二まで、第十六條の三第一項、第三項、第四項(第十六條の四第二項において準用する場合を含む)及び第五項、第十六條の四第一項、第十六條の五、第十六條の六第一項、第十七條、第十八條第一項、第十九條第一項及び第二項並びに第二十二條の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則)

第二十二條 次の各号の一に該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。
一 第三條第一項の規定に違反した者
二 第八條の規定に違反して貸付契約若しくは譲渡契約を結び、又はこれを変更した者
三 虚偽又は不正の事実を基いて第三條第一項又は第七條第一項の許可を受けた者
四 第十六條の五第一項の規定による命令又は第十六條の六第一項の規定によりその例によ

ることとされる第十六條の五第一項の規定による命令に違反した者

第二十三條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六條第二項、第七條第三項又は第九條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十九條第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第十九條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

第二十五條 第二條第一項の規定による禁止に違反し、又は同條第二項の規定による命令に違反した者(法人にあつては、業務を執行する役員)は、五万円以下の過料に処する。

附則抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則 (昭和三十七年九月一日法律第一六一号)抄
1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等さらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができるとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができず、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則抄

附則 (昭和四八年一〇月一日法律第一〇九号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五二年六月三日法律第六三号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五二年六月二五日法律第七五号)抄
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五三年七月五日法律第八七号)抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (昭和五三年一月一日法律第一〇五号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第十二條 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の設立の認可の申請であつてこの法律の施

行の際現に受理されているもの及びこの法律の施行の日から起算して六月以内に受理されたものに係る団体は、当該設立の登記があるまでは当該申請について不認可の処分があるまでの間、第二條の規定による改正後の小売商業調整特別措置法第十六條の七の規定の適用については、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会とみなす。

(罰則の適用)
第十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成五年一月一日二日法律第八九号)抄
第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三條に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に關しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に關する経過措置)
第十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四條 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。(政令への委任)
第十五條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一〇年六月三日法律第九一号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則 (平成二一年七月一六日法律第八七号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五

条、節名並びに二款及び款名を加える改正規

定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分

(両議院の同意を得ることに係る部分に限

る。)、第四十条中自然公園法附則第十

九項及び第十項の改正規定(同法附則第十

項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の

規定(農業改良助長法第十四条の三の改正

規定に係る部分を除く。)、並びに第四百七

十二条、第五十九條ただし書、第六十条第

四項及び第五項、第七十三条、第七十七

条、第七十七條第四項から第六項まで、第

百五十七條第四項から第六項まで、第六十

条、第六十三條、第六十四條並びに第二

百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第二百五十九條 この法律による改正前の

それぞれの前において、地方公共団体の機

関が法律又はこれに基づく政令により管

理し又は執行する国、他の地方公共団体

その他公共団体(附則第六十一條にお

いて「国等の事務」という。)は、この法

律の施行後は、地方公共団体が法律又は

これに基づく政令により当該地方公共団

ることとされる事務は、新地方自治法第

九項第一号に規定する第一号法定受託事

務とする。 (罰則に関する経過措置)

第六十三條 この法律の施行前にした行

為に對する罰則の適用については、なお

従前の例による。 (その他の経過措置の政令への委任)

第六十四條 この附則に規定するものの

ほか、この法律の施行に伴い必要な経

過措置(罰則に関する経過措置を含む。)

は、政令で定める。 (検討)

第二百五十條 新地方自治法第二条第九

項第一号に規定する第一号法定受託事

務については、できる限り新たに設ける

ことのないようにするとともに、新地方

自治法に基づく政令に示すものについ

ては、地方分権を推進する観点から検

討を加え、適宜、適切な見直しを行うも

のとする。 第二百五十一條 政府は、

地方公共団体が事務及び事業を自主的

かつ自立的に執行できるよう、国と地方

公共団体との役割分担に応じた地方税

財源の充実確保の方途について、経済情

勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結

果に基づいて必要な措置を講ずるもの

とする。 附則 (平成二十二年二月三日

法律第一号) 抄 第四六号 抄 第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、第八条、第十一条及び第十九條並

びに附則第六條、第九條及び第十二條の

規定は、公布の日から起算して三月を

経過した日から施行する。 (小売商業調整特別措置法の

一部改正に伴う経過措置)

第九條 第十一条の規定による改正前の

小売商業調整特別措置法(以下この条に

おいて「旧法」という。)第一条の二第

三項に規定する大企業者でないものに

係る旧法第十四條の二第一項又は第十

六條の規定による申出であつて第十一

條の規定の施行前にされたものに関す

る調査、通知、勧告、公表、勧告に係

る措置を執るべき旨の命令又は報告

については、なお従前の例による。 2

第十一条の規定の施行前にされた旧法

第十五條第三号に規定する中小小売商

以外の者(新法第十五條第三号に規定す

る中小小売商以外の者を除く。)、に係

る旧法第十五條の規定による申請に関

するあつせん又は調停については、な

お従前の例による。 (罰則に関する経過措置)

第十四條 この法律(附則第一条ただし

書に規定する規定については、当該規定

以下この条において同じ。)、の施行前

にした行為及びこの附則の規定により

なお従前の例によることとされる場合

におけるこの法律の施行後にした行為

に對する罰則の適用については、なお

従前の例による。 (政令への委任)

第十五條 附則第二条から前条までに

定めるもののほか、この法律の施行に

關して必要となる経過措置は、政令

で定める。 附則 (平成二十二年二月

二日法律第一六〇号) 抄 第一条 この

法律(第二条及び第三条を除く。)

は、平成十三年一月六日から施行す

る。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。 一

第九百九十五條(核原料物質、核燃料

物質及び原子炉の規制に関する法律の

一部を改正する法律附則の改正規定に

係る部分に限る。)、第千三百五十五

條、第千三百六十六條、第千三百二

十四條第二項、第千三百二十六條第

二項及び第千三百四十四條の規定 公

布の日 附則 (平成二十二年五月三

日法律第九一号) 抄 第一条 この法律

は、商法等の一部を改正する法律(平

成二十二年法律第九十号)の施行の日

から施行する。 1 この法律は、平成

十四年四月一日から施行する。 (施行

期日)

附則 (平成二十三年一月二八日法律

第二一九号) 抄 第一条 この法律は、

平成十四年四月一日から施行する。 1

この法律は、平成十四年四月一日

から施行する。 (罰則の適用に関する

経過措置)

この法律の施行前にした行為及びこの

法律の規定により従前の例によること

とされる場合におけるこの法律の施行

後にした行為に對する罰則の適用に

ついては、なお従前の例による。 3

不服申立てに対する行政庁の裁決、

決定その他の行為の取消しの訴えであ

つて、この法律の施行前にした行為

に對する罰則の適用については、なお

従前の例による。 (経過措置の原則)

第五條 行政庁の処分その他の行為又

は不作為についての不服申立てであつ

てこの法律の施行前にされた行政庁

の処分又はこの法律の施行前にした

申請に係る行政庁の不作為に係るもの

施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。